

不正防止策が決定

総務課人事秘書係 ☎ 0824-73-1125

昨年7月、市水道課の元主任技師(9月18日付懲戒免職)が、平成19年度、市水道課が発注した庄原市東城町の「川西浄水場機械電気設備改修工事」で、約520万円を水増しした約680万円分の追加工事を実施する必要がある旨の虚偽の工事変更伺いを作成。市から水増しした金額を受注業者の口座に振り込ませ、受注業者からパソコンやカメラなどを受けとったという詐欺行為で逮捕され、その後、裁判で有罪となっています。

市の不正防止対策本部は、この詐欺事件を受け、不正事件の再発防止に向けての対応を取りまとめ、外部委員(学識経験者、企業経営者、市民団体の代表)で構成する庄原市不正防止対策委員会に報告しました。

委員会では、職員の倫理観の欠如と組織のチェック体制の不備などがこの事件の原因として、次の防止策が承認されました。また、市民の信頼を取り戻すため、個々の職員の意識改革や今後も定期的に対応策の実施状況をチェックすることが決定されました。

市としても対策を着実に実施し、信頼回復に努めています。



不正防止対策委員会

不正防止策

- ①倫理要綱の策定
- ②倫理研修の実施
- ③組織体制・規程の整備
- ④設計審査の徹底
- ⑤入札・契約制度・検査体制の再点検による適正な執行体制の整備など

農林振興課林業振興係 ☎ 0824-73-1227

森林を伐採・間伐するときは、たとえ自分の山でも事前に届け出をすることが法律で義務付けられています。

森林は木材生産機能だけでなく、水土保全機能などの多面的な機能があります。森林の無秩序な伐採が行わると山崩れなど災害を引き起こす原因にもなり、その後の森林機能の回復には長い年月と多大な経費が必要です。また、伐採届出書の提出により森林資源の異動状況を把握することができます。

このため、伐採をする方に、目的・

樹種・面積・間伐・主伐を問わず、事前の届け出と、伐採跡地への造林計画の届け出が義務づけられています。(森林法第10条の8)

無届けの場合、森林法第207条による罰則が適用される場合があります。

詳しくは、農林振興課林業振興係または各支所地域振興室へお問い合わせください。

森林の対象は?

届出制度の対象となる森林は、保安林を除く地域森林計画対象民有林です。区域の確認は、農林振興課または各支所地域振興室にご連絡ください。

0824-72-2015へお問い合わせください。

森林の対象者は?

森林所有者などが届け出てください。(立木買受人、長期施業受託者を含む)

届け出る期限は?

伐採を開始する日の、90日から30日前の間に届け出てください。

森林の伐採には届け出が必要です